

一般社団法人日本私立看護系大学協会相談役に関する規程

第1条 一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）定款第33条に基づく本法人相談役（以下「相談役」という。）の委嘱条件等に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 本法人は、業務の必要に応じ、本法人役員経験者又は学識経験者等を相談役に委嘱する。

第3条 相談役は、理事会において選任する。

第4条 相談役の任期は、2年間とする。ただし、重任を妨げないものとする。

第5条 相談役の職務は、定款第34条によるものとし、会長の特命事項を管掌する。

第6条 相談役は、非常勤を原則とする。

第7条 相談役が用務のため出張する場合は、一般社団法人日本私立看護系大学協会出張旅費取扱い規程を準用する。

第8条 本法人は、相談役に事業執行のための施設の利用を供与することができる。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成27年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月23日から施行する。